

令和2年第3回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年3月25日（水）第3回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友
経済部農政課	主査 橋本浩一	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時00分、第3回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

7番 石川喜治 委員、11番 江俣伸一 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いた

します。今回は、売買1件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎廣田和世委員 1番、上南摩町の件は、●●さんから●●さんへの売買です。農地と一緒に家と宅地も売りに出されていましたが、そちらは埼玉県の方がすでに購入されているそうです。農地は、近所で一生懸命農業をされている●●さんが買ってくれるということで、安心です。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、千渡における、●●さん申請の園芸用土採取への一時転用については、北を水路・山林、東と南を道路、西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。2番、草久における、●●申請の太陽光発電施設への転用については、北と西を道路、南と東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、日光奈良部町における●●さん申請の進入路への転用については、東と南を畑、西を水路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。4番、中粕尾における、●●申請の太陽光発電施設への転用については、北と東を道路、西を畑、南を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、上永野における●●申請の太陽光発電施設への転用については、東と南を道路、北を山林、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、深程における、●●申請の砂利採取、搬出入路及び表土置場への一時転用については、周囲を田に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（石川喜治委員）さる3月18日に、私と江俣委員、駒場局長、福田係長、前澤主

事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から3番を私、4番から6番を江俣委員が報告します。

1番、千渡における園芸用土採取のための一時転用は、県立鹿沼東高校から南西に約200mの所です。現地は、耕作放棄地のような状態になっていました。ダンプ道路沿いで、通学路もあるので、出入りには注意してもらいたいと思いました。2番、草久における太陽光発電設備への転用は、草久足尾線一の鳥居リーバスバス停から東に約5mのところ。一部、災害指定区域があり、それを抜いた部分に太陽光を設置するということです。3番、日光奈良部町の進入路への転用は、鹿沼警察署縦山駐在所から南東に約300mの所です。息子の●●さんが家を建てるにあたり、建築許可を取るための申請です。問題ないと見てきました。4番からは江俣委員をお願いします。

◎現地調査員（江俣伸一委員）4番、中粕尾における太陽光発電設備への転用は、鹿沼足尾線弁天下リーバスバス停から南西に約300mのところ。その周辺は、イノシシに荒らされたあとが見られました。周囲の状況から問題ないと見てきました。5番、上永野の太陽光発電設備への転用は、上永野下永野線洪垂リーバスバス停より南東に約350mのところ。問題ないと見てきました。6番は、砂利採取、搬出入路及び表土堆積場のための一時転用で、清州コミュニティセンターから南西に約700mのところ。問題ないとみてきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、千渡、園芸用土採取のための一時転用です。●●さんの実家は大きく園芸用土採取の会社を経営しています。●●さんは高齢で農業を続けるのが困難な状況で、場所は勾配もあり、荒れた様子が伺えました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎青柳秀男委員 2番、草久の地上権設定による太陽光発電設備への転用は、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎村上信吉委員 3番は、使用貸借権設定による進入路への転用です。●●さんは●●さんの長男で、4か月前に農振除外をしたところです。庭木を寄せて、進入路をつけるそうです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎大森用子委員 4番、中粕尾の売買は、太陽光発電設備のための転用です。ここは動物の餌を作っているようなものと言っていました。承認をお願いします。

◎毛塚欣伸委員 5番、上永野です。昨日、現地を見てきました。ここは、地域の環境がいいからと、どこからか引っ越してきた人の家があって、話をしました。今回の太陽光設置の話は所有者から聞いておらず、機材搬入の入り口もどこからするのかと話していました。近所の了解を得ていない案件は、後で問題が起きます。譲受人も、そこに住む●●さんと話し合

いをすると言っているのですが、保留とするのがいいかと思いますが、皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。

◎益子裕幸委員 6番、深程の●●による砂利採取、搬出入路及び表土置場への一時転用については、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎議長は、5番の上永野の件について、譲受人が近所の人と話し合いをすると言っているため、一時保留でどうかと意見を述べた。

◎議長は、議案第2号について質問及び意見を求めたが、質問及び意見がないため承認について諮り、1番から4番及び6番について許可することに決定した。5番については、保留とした。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年3月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、10件、36筆、41,898㎡となっております。続いて、議案書13ページをご覧ください。更新の利用権設定が、33件、62筆、129,074㎡となっております。続いて、議案書14ページをご覧ください。所有権移転が、3件、5筆、6,257㎡となっております。これら合計46件、103筆、面積177,229㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、28番から30番の案件が福田裕委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、28番から30番の承認について諮り、決定した。議長は、福田裕委員の入室を促し、28番から30番を除くその他の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、28番から30番を除く1番から46番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（福田係長）議案第4号、耕作放棄地の非農地判断についてご説明いたします。非農地判断については、毎年8月から11月に実施しております利用状況調査等において、森

林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難な農地があった場合は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて農業委員会で判断を行うものとされています。議案書15ページと別添資料をご覧ください。今回、議案となっている該当地は、西大芦地区の金剛山瑞峯寺付近になります。1番、農業振興地域農振白地の農地です。添付資料番号1の赤線で囲まれているところが該当地になります。写真のとおり山林として使用されております。2番、農業振興地域外の農地です。添付資料番号2-1から2-4の赤線で囲まれているところが該当地になります。写真のとおり、山林やその周辺斜面および河川の一部として使用されております。3番と4番は隣接しているので合わせてご説明させていただきます。いずれも農業振興地域農振白地の農地です。添付資料番号3は緑色、番号4は水色で囲まれているところが該当地になります。写真のとおり山林として使用されております。5番から9番は一带の区域のため、合わせてご説明させていただきます。いずれも農業振興地域外の農地です。番号5はだいたい色、番号6は赤色、番号7はうすだいたい色、番号8はうす緑色、番号9は黄色で囲まれているところが該当地になります。写真のとおり山林として使用されております。以上のことから、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、周辺の状況からも農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎青柳秀男委員 1番から9番まで、どの写真を見ても山の写真としか見えない状況です。昔は農地として使っていて、こんにゃくを栽培していた人もいますようです。今となっては、農地にはとても復元できないと見てきました。今後、山間部においては、同様の案件がどんどん出てくると思われます。非農地として許可せざるを得ないと考えます。

◎議長は、議案第4号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 山林や河川敷となってしまったところを農地ではないと判断した場合、税金も変わってくるのでしょうか。

◎事務局（駒場事務局長）農業委員会で農地でないと判断すると、土地の所有者へ地目変更登記をするよう通知を出します。地目変更登記は無料でできます。また、税務課にも同様に連絡をしますが、課税の基準日は1月でありますので、変更された課税地目は来年から適用になります。

◎福田春男委員 今回、草久を非農地判断したのには何か理由がありますか。

◎事務局（福田係長）これまで本市では非農地判断を行ってきませんでした。利用状況調査

の結果を受け、農地に復元することが困難な農地がいくつかあったため、まずは草久の山林の様相を呈している土地から取り組んだものであります。今後、他地域においても進めていきたいと考えております。

◎豊田道有委員 昔は農地を開拓したものだが、それが今では、農業をやっても儲からないから農地が荒れていく。農業に魅力を感じられないからだと思います。

◎青柳秀男委員 先ほど、このような案件がどんどん出てくると言いましたが、昔はちゃんとソバやこんにゃくを作っていたのに、イノシシやシカの被害がひどくて我慢できなくなり、栽培をやめ荒れていく。この悪循環がこの非農地判断につながっていると思います。

◎議長は、議案第4号について他に質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第4号については非農地として判断することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（橋本主査）農政課農政係の橋本です。よろしくお願ひします。それでは、議案第5号鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、ご説明させていただきます。議案書18ページをご覧ください。それでは、議案書に入る前に、今回申請がありました案件について総括的な説明をさせていただきます。今回の農振農用地区域からの除外申出案件は、令和2年1月31日までに受理した9件であります。筆数は15筆で、面積は7,578.74㎡です。地目別の内訳で申しますと、田が8筆で5,143㎡、畑が7筆で2,435.74㎡となっております。目的別内訳では、一般住宅敷地が3件で1,003㎡、農家住宅敷地が2件で1,389㎡、進入路が2件で82.74㎡、駐車場及び資材置場敷地が1件で1,390㎡、グラウンドゴルフ場敷地が1件で3,714㎡です。こちらにおきましても、農政課では全ての案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では本日午後に現地調査を行う予定です。それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。

番号1番 武子、●●さん申出の進入路です。場所は武子地内、武子集落センターから北西に約160mに位置しています。利用予定者は●●さん、●●さんで、●●さんの息子である●●さんが梨農家を継ぐため住宅を建築するにあたり、接道を確保できないこと、また●●さん自身の農家住宅も現在の公図と接道の位置がずれているため、それぞれの必要部分の接道を確保するため、今回の申請に至りました。面積は1筆で40㎡、北・西を宅地、東・南側を田に接しています。

続いて 番号2番 深岩、●●さん申出の進入路です。場所は深岩地内、深岩農村公園から北に約600mに位置しています。利用予定者は●●さんで、今回●●さんの孫が住宅を建築するにあたり、孫の住宅のための接道を確保すると、自宅の接道がとれなくなってしまうため、接道を拡張するため、今回の申請に至りました。面積は1筆で42.74㎡、北・西側を宅

地、東・南側を畑に接しています。

続いて番号3番、村井町 ●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は村井町地内、村井保育園から西に約420mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、●●さんは現在借家住まいをしており、結婚を機に現在の住宅が手狭になったこと、将来の親の介護等を考え、実家の近くに住宅を建築したいとのことから、当該申出地を選定しました。面積は2筆で477㎡、北・西側を宅地、東・南側を畑に接しています。

続いて番号4番 上石川、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は上石川地内セブンレブン鹿沼流通センター店から東に約150mに位置しています。利用予定者は●●さんで、●●さんは●●さんの孫にあたります。●●さんが結婚を機に住宅の建築の計画し、当該申出地を選定しました。面積は2筆で398㎡、北側を宅地、西側を雑種地、東・南側を畑に接しています。

続いて番号5番 上石川、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は上石川地内セブンイレブン鹿沼流通センター店から南に約740mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、●●さんは現在、借家住まいをしており、子どもの出産を考えると現在の住宅が手狭になること、将来の親の営農の手助けや介護等を考え、父である●●さんの隣接地に住宅の建築を計画し、当該申出地を選定しました。面積は1筆で128㎡、北・西側を宅地、東・南側を畑に接しています。

続いて番号6番、白桑田 ●●申出の駐車場及び資材置場敷地です。場所は白桑田地内、●●の東側に約250m位置しています。利用予定者は●●で、近年自社の機械器具設置工事の作業増加に伴い、足場材や安全器具等の置場、駐車場が不足していることから当該申出地を選定しました。面積は1筆で1,390㎡、北・西側を山林、東側を宅地、南側を畑に接しています。

続いて番号7番 磯町、磯町自治会申出のグラウンドゴルフ場敷地です。場所は磯町地内、鹿沼市消防団第10分団第2部詰所から西に約260mに位置しています。利用予定者は磯町自治会で、昨年の令和元年東日本台風により、黒川河川敷にあった南押原地区のグラウンドゴルフ場が流出してしまい、代替地として2,000～3,000㎡程度の土地を検討していたところ、地権者の方から譲っていただけるという話があり、当該申出地を選定しました。なお、こちらについては、磯町だけでなく、南押原地区のグラウンドゴルフ場としても利用できるようにする予定とのことです。面積は4筆で3,714㎡、北側を高速道路・宅地、西側を高速道路、東側を田、南側を畑に接しています。

続いて番号8番 下粕尾、●●さん申出の農家住宅敷地です。場所は下粕尾地内、栗野森林組合から西に約1kmに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、昨年の令和元年東日本台風により、現在の自宅が浸水被害を受けたため、住宅の移転を計画し、当該申出地を選定しました。面積は2筆で889㎡、北・西・南側を田、東側を宅地に接しています。

続いて番号9番 中粕尾、●●さん申出の農家住宅敷地です。場所は中粕尾地内、粕尾コミュニティセンターから南東に約550mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、先ほどの●●さんと同様、昨年の令和元年東日本台風により、現在の自宅が浸水被害を受けたため、住宅の移転を計画し、当該申出地を選定しました。面積は1筆で500㎡、北・東側を

宅地、西・南側を田に接しています。

最後に、いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替える土地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われま。以上で、鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、武子の件は、ただ今の農政課の報告のとおりで問題ありませんので、ご承認よろしくお願いたします。

◎根本和男委員 2番、深岩の件は、お孫さんが家を建てるのに進入路が狭く許可が下りないため、その拡張をするものです。問題ありません。

◎村上信吉委員 3番、村井町の件は、●●さんの息子さんが家を建てるものです。また、その進入路とするため、●●さんの農地の一部を使用したいとのこと。問題ありませんので、ご承認よろしくお願いたします。

◎江俣伸一委員 4番、5番は上石川です。4番は●●さんのお孫さん、娘さんの子ですが、その一般住宅への転用です。5番は、●●さんの子どもの●●さんがやはり一般住宅を建てるものです。農政課の報告のとおり問題ありません。

◎篠原和夫委員 6番、白桑田の件は、駐車場及び資材置場とするものです。問題ありませんので、ご承認よろしくお願いたします。

◎鈴木克男委員 7番、磯町です。この場所は、一昨年、竹やぶだったところをきれいにした場所で、高速道路から7mくらい低くなっているところ。農地の持ち主が、磯町自治会へ寄贈したと聞いています。問題ありませんので、よろしくお願いたします。

◎大森用子委員 8番、下粕尾は、●●さんの自宅が台風19号で被災しまして、現在、車庫を直して住んでいると伺っています。自宅の農地だけでは少し足りない、●●さんの土地を一部使用することになりました。代替地はここしかありませんので、承認よろしくお願いたします。

9番、中粕尾の●●さんの案件も、台風19号の被災によるものです。ボランティアさんの力で多少住めるようにはなりましたが、このまま住むことはできない状況です。代替地はここしかありませんので、承認よろしくお願いたします。

◎議長は議案第5号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番から9番につい

ては異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時07分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年3月25日

議 長

署名委員

署名委員
